

岡本地区まちづくり協定の届出について

<届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築および、改築または用途の変更
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、良好な居住環境の維持に有効であると認める木竹の伐採

※確認申請を要しない、軽微な増改築等についても届出が必要な場合があります！

ただし、[岡本地区地区計画](#)に係る届出が必要な行為については、地区計画の届出をもってまちづくり協定に係る届出は不要とします。

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前(建築確認申請の前)にお願いします

<届出の方法>

- ・原則電子申請(「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」)でお願いします。
ポータル: <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
▶ポータルから手続き一覧(事業者向け)又は手続き一覧(個人向け)から「桜が丘地区まちづくり協定」で検索してください。
- ・協定は「まちづくり協定に関する届出の電子申請」(神戸市 HP)に記載のとおり手続きをしてください
▶神戸市 HP (<https://www.city.kobe.lg.jp/>)
HP トップページ上部に配置しています『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定に関する届出の電子申請」を入力してサイトを指定してください。
- ・電子申請フォームへの入力により「まちづくり協定に係る区域内における行為の届出・変更届書」の提出を省略できます。

<届出に必要な書類等> :裏面参照

- ・市に提出する書類は「まちづくり協定の届出各種様式集」(神戸市 HP)から書式をダウンロードしてください。
HP トップページ上部に配置している『検索』から、以下のキーワード「まちづくり協定の届出各種様式集」を入力してサイトを指定してください。

<地域への説明>

- ・事前協議が必要な行為について、美しい街岡本協議会への説明をお願いします。
- ・美しい街岡本協議会への手続きが遅れると、「適合(不適合)通知書」の発行も遅れますので、早めにご連絡をお願いします。

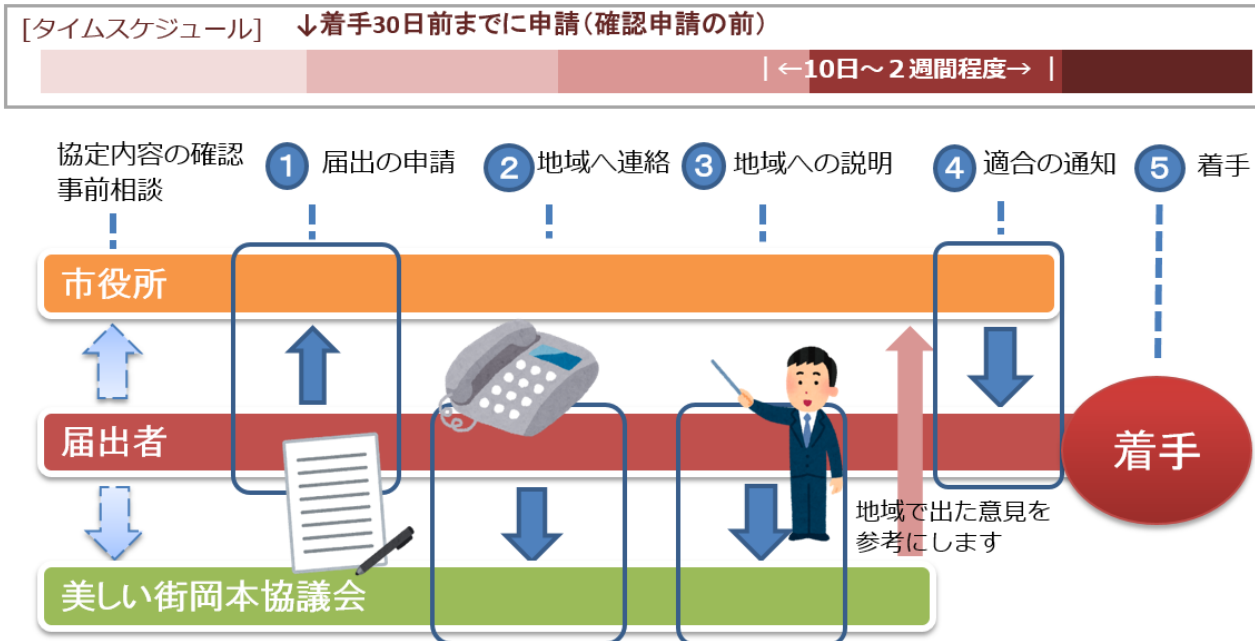
【事前協議が必要な行為】市への届出が必要な行為のうち、下記に該当するもの
◇壁面位置指定道路(まちづくり協定)、景観形成道路(景観計画)に面する敷地
◇地上4階建以上の建築物等 ◇店舗、事務所等の非住宅用途 ◇8戸以上の共同住宅
◇その他、岡本地区の健全なまちづくりにとって、特に影響があるもの

- ・協議会への説明等の詳細については
「美しい街岡本協議会」に直接問い合わせてください。
※連絡先については、届出時にお知らせします。

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、まちづくり協定に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を発行します。
- ・建築確認申請に、「適合通知書」の添付等の必要はありません。
(建築確認申請は「適合通知書」の受領前でも提出可能です)
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の申請には、「適合通知書」の写しが必要です。

<届出手続きの流れ>



[届出に必要な書類等]

提出先	神戸市役所まち再生推進課 (届出)(電子申請)	美しい街岡本協議会 (説明資料)
届出に必要な書類等 (電子申請の場合)	※行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したとみなします) (協定のみ)・行為の概要書(様式は神戸市のHPからダウンロードできます) ・図面(添付図面一覧参照) ・現況写真	・行為の概要書(神戸市様式) ・図面(添付図面一覧参照) ・現況写真
部数	-	まちづくり協議会に 問い合わせください
備考	-	概要書、図面における個人情報等は、届出者でご判断いただいた上、ご用意ください。

[添付図面一覧]

行為の種類	必要図面
建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更	①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図(2面以上) ⑤外構図(配置図と兼用でも可)
土地の区画形質又は用途の変更	①位置図 ②区域図(当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの) ③設計図
木竹の伐採	①位置図 ②配置図 ③計画図